

保存用

# 大学研究ノート

学寮の管理運営の法的検討

………畠 博 行・村 上 武 則

通 卷 18 号

1975年 2月

広島大学大学教育研究センター

# 学寮の管理運営の法的検討

Legal Problems concerning the Administration of University  
Dormitories in Japan

畠 博 行\*  
村 上 武 則\*

1. はしがき	法令と資料
2. 学寮の管理運営に関する現行法制	1 財政法 2 国有財産法 3 文部省所管国有財産取扱規程
(1) 「管理運営の意味」 (2) 「管理運営」に関する法令	4 学徒厚生審議会答申 5 学寮における経費負担区分 6 「○管規」 7 「東大パンフ」 8 国大協「学生問題に関する所見」 9 民主党「モデル大学大綱案」 10 学術会議「大学問題についての報告」
3. 学寮の管理運営と寮生自治	
(1) 学寮の性質 (2) 大学における学生の地位—營造物理論の検討 (3) 寮生自治 (4) 学寮の経費の負担区分	
4. あとがき	

## 1. はしがき

大学の学寮の管理運営をめぐって、多くの大学で相次いで紛争が勃発し、学園や寮の封鎖騒ぎにまで発展したのはほんの数年前のことである。その際、大学の学寮とは何か、その管理運営はどうあるべきかが真剣に問われたが、結果的には、紛争がエスカレートする中で、明確な結論が得られないまま、問題は意識的又は無意識的に棚上げされているのが現実である。もちろん、一口に大学の学寮といつても、国により、また大学によって、まちまちである。したがって、学寮の管理運営のあり方を探るためには、まず対象とする学寮そのものの性格づけをしなければならないことはいうまでもない。そこで、わが国の大学の学寮をみると、そこには二つの特質がみられる。一つは、きわめて安い経費で入寮できるということであり、もう一つは、伝統的に入寮選考権を含む広範な自治権が寮生に付与されてきたという点である。明治憲法下では、旧大学令以来、「国家須要ノ人材」を養成することが、明示的又は暗黙裡に、大学の主要な目的の一つとされていた。この見地から、安い経費で教育を受けさせることは、国家的要請に沿うものであり、学生が安い費用で学寮などを利用できることもその反射的利益であったといえよう。しかし、第2次大戦後制定せられた日本国憲法は、社会権の一種たる「教育を受ける権利」(26条)を「侵すことのできない永久の権利」(11条、97条)として保障し、知的能力を有するが経済的に困窮しているため修学できない者のために修学のための十分な条件を整えることを国家に義務づけることとなった。かように、経済的に困窮している学生が低廉な費用で学寮を利用できるのはもはや恩恵ではなく、憲法26条に基づく基本的人権なのである。ついで、もう一つの特質である寮生自治については、明示

\*広島大学政経学部

の法的根拠があるわけではない。たとえば、国立大学の学寮は国の施設であるから、当然に国有財産としての面から学寮を規制する法令（国有財産法、財政法等）が若干存在するが、それだけでは形式的には寮生自治の根拠とはなり難い。結局のところ、大学の管理運営が学問の自由やそのコロラリーとしての大学の自治の理念に基づき慣行や条理によって行なわれるところが多いのと同様に、大学の施設たる学寮の管理運営についても、既存の法令だけでは十分ではないので、根本のところで大学の自治の理念に立った補充的解釈に頼らざるを得ない。そこに学寮の管理運営問題の難かしさがある。一例をあげると（それは根本的問題でもあるが）、学寮の管理権者は、学寮を「その所有の目的に応じて、最も効率的に……運用しなければならない」（財政法9条2項）のであるが、その場合の学寮の「所有の目的」が何であるのか、またどのような「運用」が「最も効率的」なものとなるのかは、既存の法令だけでは明らかではない。学問の自由や大学の自治の理念に立脚した補充的解釈の必要な所以である。

本稿の目的は学寮の管理運営の法的検討であるが、具体的には、「学寮の管理運営に関する現行法制」と「学寮の管理運営と寮生自治」の2部が中心となっている。戦後各地で発生した大学の学寮に関する紛争のほとんどが、入寮選考権を含む自主管理権とか経費負担をめぐるものであったところから、後者の中では、学寮の管理運営に対する寮生参加の問題や経費負担の問題も取り上げている。さらに、大学の学寮といっても、本稿ではもっぱら国立大学の学寮のみを対象とすることをおことわりしておく。国立大学あれ、公立大学あれ、私立大学あれ、それぞれの学寮に関する問題は基本的には多くの面で共通しているのであるが、法制上比較的一義的に取り扱うことのできる国立大学の学寮のみを取り上げることにした。

なお、本稿は畠と村上の共同討議の成果であるが、一応、畠が1. はしがき、2. 学寮の管理運営に関する現行法制および4.あとがきを、村上が3. 学寮の管理運営と寮生自治をそれぞれ分担執筆したことを記しておく。

## 2. 学寮の管理運営に関する現行法制

国立大学の学寮が国の施設である以上、国有財産としてもろもろの法令による規制に服することは当然のことである。以下においては、国有財産としての学寮の管理運営の法的規制面について検討を行なう。

### (イ) 「管理運営」の意味

学寮の管理運営について論ずる以上、まず「管理運営」という用語の意味を検討することが必要となろう。「管理」と「運営」とはもともと別個のものであるかもしれない。しかしながら憲法を始め諸法令の中でこれらの用語が全くまちまちに使われていることは一般に指摘されているところである。たとえば、

憲法94条で、「地方公共団体は、その財産を管理し……」という場合の「管理」が財産の取得・所有・利用・処分のすべてを含んでいることは明らかであり、物品管理法なども、「管理」の中に「物品の取得・保管・供用及び処分」を含ましめている（物品管理法1条）。この点、国有財産法1条は、管理と処分とを区別しているし、地方自治法149条6号も、普通地方公共団体の長の職務として「財産を取得し、管理し、及び処分すること」を挙げ、管理と取得・処分とを分けた規定している。さらに、管理と運営（又は運用）についても、財政法9条2項ははっきりとこれらを区別しているのに対し、国有財産法1条は管理の中に「運用」を含ましめて規定している。

かように「管理」とか「運営」の概念が法令によって全くまちまちである以上、学寮の「管理運営」の意味についても、その用語だけから導き出すのは不可能であり、けっきょく、それらを規制

する個々の法令に即して決めるしか仕方がなかろう。紛争の際によく聞かれたことであるが、「管理権は学長に、運営権は学生に」といった分属論は全くの便宜的解釈にすぎず、法的な根拠はない。<sup>④</sup>要するに、学寮の管理運営という場合の「管理運営」とは、それらに関する諸法令の規定の枠内で学寮を運用することにほかならない。以下に、国有財産としての学寮の「管理運営」に関する既存の法令について説明を加える。

#### (口) 学寮の「管理運営」に関する法令

国立大学の学寮が国の財産である以上、当然に財政法の適用を受ける。財政法9条2項は「国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定し、国有財産の管理運営についての基本原則を定めている。学寮が研究・教育の府である大学の施設であるところから、所有の目的に応じた最も効率的な運用の意味も学寮の性質に照して解釈されねばならないことはいうまでもない。しかしここでは国有財産一般の管理運営についての一般的、抽象的基本原則を示すだけで、学寮の性質については後にふれることにする。かように、財政法が管理運営の基本原則を定めているが、国有財産の取得・維持・保存・運用・処分などその具体的な管理運営については、特別の定めある場合以外は国有財産法によると定められている(同法1条)。国立大学の施設である学寮は行政財産であるが(同法3条)、その管理権者については、同法は「各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない」(5条)と定めている。国有財産法上、国立大学の学寮の管理権者は文部大臣ということになる。もっとも、一応管理権者を「各省各庁の長」としながらも、同法9条1項は「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる」としている。本条でいう「部局等の長」の指定については、国有財産法は何も定めず、もっぱら各省各庁の国有財産取扱規則によって行なわれている。<sup>⑤</sup>国立大学の施設である学寮の管理運営についていいうならば、文部省所管国有財産取扱規程が定められており、そこでは、「部局等の長」は学長とされている(2条2項、3項)。同取扱規程は、さらに、国有財産の事務をこの学長に分掌させることを定める(4条)と同時に、大学に所属する国有財産について、「所属職員を指揮監督して」、

- 「1 法令及び予算の定めるところに従い、国有財産を適切に取得、移築、所管換、種別替、所属替、用途変更及び用途廃止すること。
- 2 国有財産をその用途及び目的に応じ、常に良好な状態に維持し、保存し、これを最も効率的に運用すること。
- 3 国有財産の現況を常にはあくし、正確に記録すること。
- 4 国有財産の利用状況を考慮し、適切に処分すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、国有財産を適切に管理及び処分すること。」

を義務づけている(5条)。学寮の場合の「所属職員」は「厚生補導に関する部の長」、すなわち、学生部長であるが、学長は、必要に応じて、学生部長に前述の事務の一部又は全部を補助執行させることができる(6条)。以上のことをかいつまんで云えば、現行法上国立大学の学寮の管理運営権者は文部大臣である(国有財産法5条)が、法令は同時に文部大臣は学寮の事務を学長に分掌させ(同9条1項)、さらに学長はそれを学生部長に補助執行させができるわけである(文部省所管国有財産取扱規程6条)。以上が国立大学の学寮管理運営に関する現行法制の概要である。

## 註

- ① 小林教授は、「管理」とは「一般的には処分行為に対立する概念であって、財産の現状を維持するいわゆる保存行為、またはその性質を変更しない範囲においてそれより果実を生ぜしめる利用行為、さらにその経済的価値を増加する改良行為など事実的法律的行為と解されている。わが民法の準禁治産者の能力および権限の定めなき代理人の権限は管理行為たる法律行為の範囲と一致するものとされている」と述べ、また「運営とは運用および経営の意と解すべく、運用とは法令制変などをそれぞれの目的に叶うように、はたらかせて使用することをいい、経営とは一定の目的のために、ある施設や規模の下に工夫をこらして、その目的の実現をはかることである。従って運営とは特定の組織機構施設などを活用してその本来の目的を実現することであろう」と概念づけている。小林誠之「大学施設の管理・運営について」、山梨大学教育学部研究報告20号、116頁。
- 117頁。
- ② 小林前掲116、117頁。
- ③ 宮沢俊義「日本国憲法」（法律学体系コンメンタール篇1）（昭和30年、日本評論社）、770頁。
- ④ 室井力「学寮・学生会館と学生」、ジュリスト420号31頁
- ⑤ その実際をみると、各省各庁では官房会計課長、関係局長など、地方支分部局では第1次地方機関の長、また機関委任事務の場合の都道府県知事などが多い。杉村章三郎他著「財政・会計・国有財産法」（法律学体系コンメンタール篇16）（昭和39年、日本評論社）、521頁。

### 3. 学寮の管理運営と寮生自治

#### (イ) 学寮の性質

戦後の学寮をめぐる紛争のおもなものは、基本的には、入寮選考権を中心とする寮生の自主管理権と経費の負担区分にかかわるものであった。このような紛争の中で浮きぼりにされたことは学寮の性質がきわめてあいまいであるという点である。前述したように、一口に学寮といっても、オックスフォード大学やケンブリッジ大学のようなチューター制をとる学寮制カレッジの学寮もあれば、旧制第一高等学校にみられるような全寮制を立前とした旧制高校型の学寮もあり、それらは内容的に多種多様である。従って、学寮の性質を一義的に定義づけることは不可能というほかはない。ただ、わが国では戦前から、一定の学寮自治が慣行として確立しており、大学の学寮は「学生の自主運営を主体とする生活の場」と考えられてきた。ところが、戦後、学生による学寮の自主運営が放漫すぎるとして、設置者である国や地方公共団体が、従来の寮生自治に一定の制約を加えようとしたことが、紛争多発の原因といえよう。それでは以下に学寮の性質についての諸見解を紹介しよう。

まず、文部省の見解は、昭和39年8月の「大学学寮管理運営規則作成例」（通称「○〔マル〕管規」とよばれるもの）2条に規定されているように、学寮を、「学生の勉強に適する環境において、自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設」（傍点筆者）としている。「自主的」と規定されているが、力点はそこにあるのではなく、教育施設というところにあり、後述の「寮生自治」の個所で述べるように、入寮・退寮の選考決定権は大学側がもち、掲示・貼紙の自由が規制されていることなどを考慮すると、文部省は、学寮は、大学が「寮生を管理し教育をする施設」とし、従って寮生は、学寮において教育され管理されるものだと考えていると解釈することも可能である。つぎに、時期的には「○管規」よりも古いが、昭和36年4月に荒木文部大臣が学徒厚生審議会に、「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」検討するよう諮問したが、同審議会は昭和37年5月に答申を行ない、学寮は、経済的効果と教育的意義の両者の性格を有するものとの見解を示している。そして、学説なども一説によれば、学寮は、「寮生の生活を基盤にした自主的な集団形成を通じて、教学と厚生とが統一的、体系的に追求される」場、すなわち、「内外の諸条件によって、教育の機会均等が破壊されつつあるなか

で、経済的側面における学生生活の安定化を助け、教学目的を実現させる」場としている。<sup>⑤</sup>

他方、学生は、学寮を厚生施設として理解しているものようである。大学院生も、同様に学寮を、立派な研究を行なうための生活条件を確保するものとして理解しているようである。室井力教授も、学寮を、「基本的には、経済的に困窮している学生に対して、その教育を受け、研究を続ける生活の場を保障するもの」とし、従って、原則として私生活の場と考えている。<sup>⑥</sup>

さいごに、兼子仁教授は、寮生活においては教科教育をうける場面に比べて学生の主体性、自律性がはるかに強いとし、そこに学生の自治権を認めることは「教育機関」としての大学の本来の目的に叶うことだとする。<sup>⑦</sup> そして、学生が学寮の施設を利用する権利や、施設・助成等の条件整備を積極的に要求できるとともに、日本国憲法26条の「教育をうける権利」から発生すると考えている。<sup>⑧</sup> このように兼子教授は、学寮を教育的意義から把えるのであるが、その場合の教育観は、文部省のように、「師弟関係的」な、「権威主義的・管理主義的」なものではなくして、学生の教育をうける権利という角度からみたものである。

しかし、我々は、学寮を基本的には研究・教育機関たる大学の厚生施設と考え、かつ、その利用は上からの恩恵によるのではなく、学生自身の教育をうける権利に基づいて要求できるものと解する。以上のように、学寮の性質について、「教育施設」であるとか、「厚生施設」とか、様々の議論がなされている。しかし、その議論は、単に概念論的なものに終るのではなく、後述のように、事柄は寮生の地位あるいは学寮の経費負担区分に関わってくる問題である。したがって、学寮の性質の議論は、ここで、ひとまずおいて、後述の関連個所で必要な範囲内で再びふれる。

#### 註

- ① 国立教育研究所「大学の管理運営に関する比較研究」（昭48）国立教育研究所紀要83集304頁。
- ② 同上304頁。
- ③ これは、後述の「2.18通達」とともに学寮管理運営の統制強化を企図したものであり、そのため、多くの国立大学で学園紛争が発生したと、一般にいわれている。たとえば、西村秀夫「学生部論」法律時報臨時増刊『大学の自治』所収161頁参照。
- ④ したがって我々は、「〇管規」が学寮を「課外教育施設」としている点だけからストレートに大学が学生を管理・教育するという結論を導き出すのではない。
- ⑤ 中村忠一「大学紛争の中から—解決への提言—」昭44東洋経済新報社167頁。
- ⑥ 室井前掲31頁を参照。
- ⑦ たとえば全国大学院生協議会「全国大学院生統一要求実現・大学自治擁護・大学民主化・安保条約破棄をめざす全国大学院生12月集会報告集」（1968年）52頁など。
- ⑧ 室井前掲31頁。
- ⑨ 同上31頁。このように、「厚生施設」とは、貧困学生のために、学習・研究条件を確保するためのものと考えてよい。
- ⑩ 兼子仁「教育機関としての大学の自治」有倉編『大学改革と学生参加』所収昭44年27—8頁。
- ⑪ 同上28頁。
- ⑫ 同上23頁。したがって、兼子教授の場合にも、学寮は、形式的には教育施設として扱えられるが、実質的には文部省のいわゆる「教育施設」とは完全に異なることに留意したい。

#### (口) 大学における学生の地位—營造物理論の検討

国立大学は、現行国家行政組織法8条によれば、行政機関としての文部省に付属して設置される文教施設である。<sup>⑯</sup> また同法10条によれば、文部大臣が、行政機関たる文部省及びその付属施設たる国立大学の事務を統括する。それゆえ、我が国の実定法制度によれば、各国立大学は、理事会等を

有するそれ自体独立した法人ではなく、専ら、文部大臣の統括に服する施設にすぎない。<sup>⑧</sup>

さて、ここで問題とするのは、このような国立大学を、学生が利用する場合、学生の地位は、法的にみて、如何なるものなのかということである。ところが、この場合に、「国立大学における学生の地位に関する法律」といった類のものは、現在存在しないし、歴史的にみても存在しなかった。これは法律上の欠缺といってよからう。そこで、このような欠缺を補うものとして、伝統的行政法学は、いわゆる「營造物法理論」を構成し、それによって、学生の地位についての法を秩序づけたのであった。

そこで、「營造物法理論」の説くところをみよう。(イ) まず、行政法学上の營造物理論の創始者は、その概念構成の発端を民法学上の「家宅権」(Hausrecht)に求め、營造物においてもそれと同じように、公法上の「營造物権力」が存在するとした。この營造物権力主体と利用者の関係がいわゆる世界においてドイツと日本にしかないといわれる公法上の「特別権力關係」だとするのである。すなわち、營造物設置者である国は、学生に対して、大学營造物の設置目的を達成するために必要な限り、命令・懲戒等の包括的な支配権を及ぼすことが出来、しかも、その措置はたとえ学生の基本的人権の侵害となっても、法律によらないでも行なうことが許されたのである（法治主義の排除）。(ロ) 次に、營造物設置者の措置は、そもそも違法な問題の発生しない、行政に独自な、法から自由な形成領域とされ、司法審査も排除されていた。(ハ) さいごに、学生が大学營造物を利用できるのは、権利としてではなくて、国が大学營造物を設置しているという事実の反射的利益としてであると考えられていた。<sup>⑨</sup>

しかし、以上のように特別権力關係理論と結び付けられていた營造物法理論は、今日では否定される傾向にある。その根拠は次のとおりである。

(イ) まず、特別権力關係理論であるが、これは、第一に憲法学によって否定される。すなわち、日本国憲法の定める基本的人権は、11条および97条が明記しているように、「侵すことのできない永久の権利」として保障されている。従って、「同意は違法性を阻却する」(volenti non fit injuria)ということで、学生は、入学する際に、彼自身の同意で基本的人権の享有を放棄するのだという説明をすることは、最早許されない。このように、伝統的な特別権力關係理論は、憲法学から、基本的人権尊重に基づき、否定し尽されたかのようにみえる。<sup>⑩</sup>

しかし、それに対して、行政法学から、特別権力關係は、そもそも憲法や法律の妥当する一般市民社会とは実質的な地盤を異にする特殊な社会だとする理論が新たに登場してきた。この理論によると、その特殊な社会には、憲法上の基本的人権は、そもそも本来的に妥当しないこととされる。かくして、この理論によっても、大学設置者に公法上の包括的な支配権が認められる。しかし、この理論は、同じく行政法学から批判される。すなわち、なるほど、大学が一般市民社会と実質的な地盤を異にする特殊な社会であるということは理解できるにせよ、何故、国立大学に限って、私立大学と異なって、公法上の特別権力、公法上の包括的支配権あるいは公権力が登場してくるのかという批判がそれである。結局、国立大学に限って公権力が登場するという特別権力關係理論の実定法上の根拠は現在では何処にも見い出せない。そこで、批判説の結論は、国立大学にもし権力性が存在しているとしたら、その権力は、私立大学においても存在している権力と同じような、社会的機能的に存在する権力であろうと述べる。従って、ここに公法上の特別権力關係理論が否定されて、社会的機能的権力關係理論が唱えられ、国立大学の利用關係における法的紛争は、私立大学における法的紛争が司法審査の対象となるのと同じ限度で司法審査の対象となるとされる。但し、最近では、権力という言葉に抵抗を感じてか、特殊機能的法律關係、あるいは在学契約關係と説く

理論があるが趣旨は同じである。なお、国立大学における学生の在学関係につき、直載に正面きつて特別権力関係を否定する判例が近時出てきていることを付言しておきたい。<sup>⑦</sup>

(iv) 次に、司法審査の排除についてであるが、今日では、特別権力関係だからということで、その措置が自由裁量行為だとか、司法審査が当然に排除されるということはできない。明治憲法下においては、抗告訴訟における出訴事項が限定的に列挙されて、国立大学の学生に対する処分がその列挙から除外されていたが、現憲法下では、行政訴訟において概括主義が採用され、学生は、およそ法律上保護に値する問題については、原則として、裁判所に保護を求めることができると解すべきである。<sup>⑧</sup>

(v) 従来は、營造物の利用は、反射的利益だと説明されてきた。しかし、少なくとも学校營造物については、現憲法においては、大日本帝国憲法と異なり、「教育をうける権利」が保障されており、それゆえ、権利に基づいて利用できると考えることができるし、又、考えねばならないものと思われる。判例も、近時、学校營造物の利用を権利に基づくものと考えているようである。<sup>⑨</sup>

以上のようにして、特別権力関係理論等と結び付いた營造物法理論は否定すべきものと考えられる。それでは、現憲法下で、大学における学生の地位は如何に考えるべきものであろうか。結論として、学生の地位は、大学に対して教育をうける権利があるのだという角度から把えられなければならない。従って、かっての營造物理論のように、単に反射的利益として利用しているというのではない。次に、憲法23条に学問の自由が保障されているが、それに由来する大学の自治権の主体に、教員・職員ばかりでなく、学生もなり得ると解さねばならない。但し、学生が大学の自治の主体となるといつても、教員や職員と全く同一の性格になるのかというとそうではない。大学の自治といつても、研究、教育、人事、国有財産の管理・運営、学寮・学生会館の管理・運営等、種々様々なものが存在し、それぞれに対応して、大学の自治の主体の役割も異なるという事は認めなければならない。

以上のように解して、次に、学寮における学生の地位について考察してみたい。

#### 註

- ① なお、渡辺洋三「大学改革と大学の自治」昭46日本評論社181頁を参照のこと。
- ② なお国立学校設置法1条も、これに相應する。
- ③ 従って、現行法によれば、国立大学は、公社とかいった法人ではない。しかし、西ドイツでは、近時、大学改革が行なわれたとえば、バーデンヴュルテンベルク大学法 (Hochschulgesetz vom 19. März 1968) によれば、大学は公法上の社団 (rechtsfähige Körperschaft des öffentlichen Rechts) とされ、營造物的構成によれば、大学という施設の単なる利用者とみられる学生が、本法では、社団である大学の一つの構成員となっている (塩野宏「西ドイツ大学改革の一事例」ジュリスト 411号 130頁以下参照)。なお、国立教育研究所前掲 290 頁を参照のこと。そこで、日本でも、立法政策として、大学公社論が唱えられている。永井道雄「大学の可能性」昭44中央公論社参照。しかし、現行の、文部大臣による一元的統括制度も長所のあることも認めなければならないまい。すなわち、憲法66条により、文部大臣は文民でなければならないし、かつ、文部大臣がその構成員である内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帶して責任を負うとされているが、これらは積極的に長所として認めなければならないと思われる。
- ④ ドイツ行政法学の師父といわれるオットー・マイヤーがそうである。マイヤーは、民法で法律行為といえば行政法では行政行為、民法で私権といえば行政法では公権、というように、彼の公法的概念構成に基づく一般行政法の体系は、多くの観点において、私法に対する比較構成であったのである。Vgl. Martin Bullinger, *öffentliches Recht und Privatrecht*, 1968, S. 63f.
- ⑤ 特別権力関係については、日本において多数の文献があるが、さしあたり、室井力「特別権力関係論」昭43勁草書房、同「特別権力関係」『現代法学事典3』別冊法学セミナー増刊405—7頁、杉村敏正「全訂・行

政法講義・総論（上巻）」昭44有斐閣60—5頁、田中二郎「行政法総論」昭32有斐閣223—9頁、和田英夫「特別権力関係論の再検討——その原型の展開と分解——」『公法学研究下（杉村章三郎先生古稀記念）』昭49有斐閣629頁以下、等を参照。なお營造物理論の批判について、有倉遼吉「大学における学生の地位」教育234号6頁以下参照。

- ⑥ 同旨、室井力「現代行政法の原理」昭48勁草書房352頁。
- ⑦ 塩野宏「オットー・マイヤー行政法学の構造」昭37有斐閣244頁を参照した。
- ⑧ 詳細は室井力「特別権力関係論」346頁以下。なお、杉村敏正他編「行政法の基礎知識」昭41有斐閣36頁。
- ⑨ 雄川一郎「特別権力関係と基本的人権」公法研究9号51頁など。
- ⑩ 雄川前掲。なお、田中前掲227頁も同旨か。
- ⑪ 杉村他編前掲36頁、杉村「全訂・行政法講義・総論（上巻）」62頁参照。
- ⑫ 室井力「学寮・学生会館と学生」ジュリスト420号30頁参照。
- ⑬ 杉村前掲61頁。
- ⑭ 同上63頁。
- ⑮ 和田英夫前掲659頁。
- ⑯ 兼子仁「教育法」昭38有斐閣225—6頁、室井「特別権力関係論」405頁。
- ⑰ 金沢大学医学部事件・金沢地判昭46.3.10判例時報622号19頁参照、なお、室井力「現代行政法の原理」345頁参照。なお又、国・公立大学の利用関係と特別権力関係に関して、判例の動向については、原龍之助「公物營造物法〔新版〕」昭49有斐閣435—447頁、近藤昭三「国公立大学の在学関係と司法審査——最近の裁判例に關連して——」判例時報658号117—122頁などを参照。
- ⑯ なお、室井前掲352頁以下を参照。なお、判例の動向については、原前掲、近藤前掲を参照されたい。
- ⑰ 原野翹「營造物の利用関係」『統判例展望—判例理論の再検討』別冊ジュリスト所収77頁参照、なお更木中学校廃止処分取消請求事件・盛岡地裁昭37.7.9判・行裁例集13巻7号1331頁参照。
- ⑱ 大学の自治の内容については、橋本公宣「大学の自治の内容」〔法学教室3〕第2期ジュリスト別冊16頁以下参照。

#### （ハ） 習生自治

財政法9条2項は、「国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定しているが、国有財産である国立大学の学生寮の管理運営についても本条の適用があることはいうまでもない。また、国有財産法5条、9条1項および文部省所管国有財産取扱規程2条2項、4条は学寮に関する事務、すなわち、「取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分」に関する事務を学長に分掌し得ることを定めている。さらに、同取扱規程6条は、学長が、その事務について、一定の職員（この場合は学生部長）に処理させることができる旨定めている。これらの国法上の財産管理法に基づいて、各大学で学寮に関する学内規則が設けられているのが普通である。

ところで、文部省は、昭和39年に本格的に国立大学の学寮の新設に乗り出し始めるが、その際、「参考例」として、「大学学寮管理運営規則作成例」を提示した。この規則例によると、(イ) 学寮は課外教育施設とされ、(ロ) 学寮の管理運営の責任者は学生部長とされ、(ハ) 「学寮の管理運営に關し具体的な方策を審議し、その円滑な運用を図るため」、学生部長を中心に教職員のみからなる学寮委員会が学長の諮問機関としておかれ、(ニ) 入寮選考は管理運営責任者が行ない、選考にあたって、事前に学生の希望意見を徴することができ、(ホ) 退寮処分も、管理運営責任者がこれを行ない、(ヘ) 管理運営責任者に退寮願を提出すること、(ト) 学寮施設には、管理運営責任者の許可なくして、寮生は掲示・貼紙等をしないこととされている。この「○管規」は参考案にすぎず、法的拘束力をもつものではないと言われているが<sup>①</sup>、実際には、右の規則例にならうことが、各大学の新寮

建設の申請に基づく予算配分の条件とされているのである。<sup>(2)</sup>

さて、この「○管規」の内容は、大学の自治を教授会の自治と考え、学生の自治はその反射的利益にすぎないとする伝統的な考え方の反映といつても過言ではない。大学の自治についてのこのような基本的な考え方は、昭和40年11月1日の東大見解「大学の自治と学生の自治」(いわゆる東大パンフ)が、学生の自治を、「教育の一環として」考察し、「学寮が大学の施設としてその管理に委ねられている以上、入寮選考、入寮者の居住の明確化等について、大学は、その管理者としての責任を十分に負うに足りるだけの権限をもち、これを執行しうる状況に置かれていることが絶対に必要である」としたり、また昭和41年11月の国立大学協会学生問題特別委員会の「学生問題に関する所見」が、「国立大学の諸施設は法令によって大学の管理運営に委ねられており」、その「責任は学長を始めとする大学責任者に課せられている」のであって、学寮等の施設に対する広汎な管理権を、「行政責任のない学生の手にこれを包括的に移譲することは……許されない」としている点と基本的に通じるものである。また、昭和43年12月18日の私立大学協会「大学管理運営体制のあり方〔中間報告〕」も、学生参加に対して強硬な反対論を述べている。

以上の見方は、いずれも、「大学と学生との関係を公法上の營造物利用関係=特別権力関係<sup>(3)</sup>としたり、学生を教育行政または教育の対象としてのみ把握する見解」だとされているが、前述のように、日本国憲法の下においては特別権力関係理論はもはや存在の余地はなく、したがって、学生は単なる教育の客体から、憲法上教育をうける権利および大学の自治の主体に転化したのであるから、これらの諸見解は最早、説得力を有しないというべきである。この点、昭和43年12月19日に出された日本学術会議の「学術体制」「学問・思想の自由」両委員会の合同委員会の報告は、学生を教育をうける権利をもつ主体的存在としてとらえ、学生を、大学の自治の重要なない手として評価している。また、前述の東大パンフを廃棄することとなった昭和44年1月10日の「東大確認書」も、学生自治を、学生の「固有の権利」であるとの立場を打ち出している。次に、昭和45年4月22日の、日本学術会議大学問題特別委員会の「大学問題についての中間報告」、および、昭和46年10月の同委員会による「大学問題についての報告」も、学寮あるいは学生会館について、なるほど、法形式的には、国有財産あるいは学校法人の私有財産であるが、実質的機能は、研究教育機関たる大学の付属施設であるとし、学寮あるいは学生会館の管理運営も、大学の自治、学生の自治の観点から考えるべきで、単なる財産管理という観点からのみ眺めるべきでないとした。ところで、時期的に前後するが、自由民主党も、昭和44年8月に、「モデル大学大綱案」(毎日新聞日刊昭和44年8月13日)を提示し、学寮の運営など、いくつかの問題は学生自身の自主的判断にゆだね、責任をもたせることにしている。<sup>(4)</sup>

さて、学説は、大体、学寮の管理運営について、学生の参加を認めている。その際、法的な根拠として有力に主張されていることは、大学においては、法的形式上の名義人と大学の自治の下における実質的な決定者との相違はよく見受けられるところであり、従って、学寮の「形式上の管理責任者が、当該施設をいかなる範囲と程度において実質的に管理するか」という問題は、それぞれ具体的に判断すべきものであり、かつ、その判断は、一般的には、法令の禁止に違反しないかぎりにおいて、大学内において決定されてよいであろう」ということである。この場合には、大学の管理責任者が実質的な管理の意思決定を行なうに際し、制定法に不備があるゆえ、大学の自治に基づき、とりわけ法的確信と慣行に基づいて発生する大学慣習法によって決定してよいということになる。このような解釈は、入寮選考権や退寮処分、あるいは学寮内における表現の自由等についても、寮生の自治に委ねることを可能とするものである。

ところで、以上のような法解釈によって、学寮における学生の自治を認めることができると思われるが、さらに、この問題を学寮の本質論から把えると、次のように考えておきたい。すなわち、文部省の見解は、中央教育審議会の答申（昭44年4月30日）の「大学における学生の地位と役割」の部分で示された「教育觀」に示されているような、相當に「權威主義的」・「管理主義的」な内容をもつところの教育觀で寮を把えるために、学寮を特別権力關係論と結び付け易い。これに対して、昭和37年7月25日の学徒厚生審議会答申は、経済的効果と教育的意義の両者の性格の併存を指摘している。そしてこれに賛成する学説もある。この考え方は、教育的意義でのみ学寮を把えようとする立場に比べ、学生の自治が相対的に採り入れられ安くしている。しかし、学生側は学寮を基本的に厚生施設として把握しているといわれる。これに賛成する学説によれば、学寮は、「基本的には、経済的に困窮している学生に対して、その教育を受け、研究を続ける生活の場を保障するもの」とし、文部省のいわゆる課外教育施設としての性格を否定している。この理論の特徴は、学寮を厚生施設として把えながらも、実質的にそれは学生の教育をうける権利をも同時に充たすものとして学寮を把えていることに注意しなければならない。しかるに、もっぱら、学寮における学生の地位を、教育をうける権利からとらえる説がある。たとえば、兼子仁教授は、前述のように学寮生活は、学生の自治活動の場であり、そこでは学生の主体性、自律性が特に保障されるべきだとし、そのことによって「教育機関」としての大学の本来の目的が叶えられるのだとし、そこに、教育的意義を強調するが、それは、文部省のような「權威主義的」な、いわば上からの教育の觀点ではなくして、いわば下からの「教育をうける権利」という觀点が強調され、それに基づいて学生の施設利用権や施設・助成等の条件整備を積極的に要求することが現実化される。この考え方は、解釈論的に考察しても、先述の財政法9条2項の、「國の財産は……その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない」という趣旨に、対応できるものであろう。

我々は、現在の学寮は、基本的には研究・教育機関たる大学の厚生施設と考え、その利用は教育をうける権利に基づいて行なわれるものと解する。そして、学寮が大学の一部であり、かつ学生が大学の自治の主体と考えるゆえに、学寮において、原則的に寮生自治を認めようと思うものである。そして、そのことは、広い意味での「教育機関」としての大学の本来の目的に叶い、財政法にいわゆる国有財産たる大学施設の「効率的」な運営となり、且つ憲法にも合致した運営形態であろうと思うのである。

以上のように我々は学寮における学生の地位を権利として認めるのであるが、日本国憲法12条に明記してあるように、憲法上の権利といえども濫用してはならないのであって、寮生の自治も、「寮生の民主的な総意に基づく学寮の運営と自主的な規律のきびしい確立とを前提」とするのであり、「学寮自治の名を藉りた放恣はいましめられなければならない」のはいうまでもない。従つて、たとえば、入寮手続についても、民主的な討論に基づいて、客観的に公平・公正な手続規定が樹立されることが不可欠であろう。

## 註

- ① 室井力「学寮・学生会館と学生」ジュリスト420号30頁。
- ② 室井同上30頁、三島宗彦「学生の大学運営参加」ジュリスト411号49頁。
- ③ 室井同上30頁。
- ④ 但し、繰り返しになるが、本文で述べたように、学生が大学の自治の主体となるといつても、教員、事務職員と全く同一の性格となるのかというとそうではない。それぞれの役割に応じて、大学の自治の主体となるのであり、それぞれ限界があるということを確認したい。しかし、少なくとも、学寮においては、ま

- さしく、実質的に学生が自治主体となるべきであろうと思うのである。なお、この点について、有倉遼吉「大学における学生の地位」教育234号6頁以下参照。
- ⑤ 但し、引用は有倉遼吉「大学における学生の地位」有倉編『大学改革と学生参加』所収昭44成文堂64頁による。
- ⑥ これは同時に前述の国大協路線の撤廃にもなっている。
- ⑦ 稲子恒夫「大学自治と学生参加」『大学の自治』法律時報臨時増刊所収118—9頁参照。
- ⑧ 室井前掲31頁。
- ⑨ 「大学自治の生命は慣習法の中にあるのであって制定法の中にあるのではない」（渡辺洋三「筑波大学法案と大学の自治」法学セミナー1973年9月号5頁）。
- ⑩ 兼子仁「教育機関としての大学の自治」有倉編『大学改革と学生参加』所収22—3頁。
- ⑪ 中村前掲167頁。
- ⑫ 室井前掲31頁。
- ⑬ 同上31頁。
- ⑭ 兼子前掲27—8頁。
- ⑮ 同上28頁。
- ⑯ 同上28頁。
- ⑰ 室井前掲32頁。

## (二) 学寮の経費の負担区分

学寮の経費負担区分については、昭和37年7月25日の学徒厚生審議会答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」が、原則的な考え方を示したが、これに基づいて、1964年2月18日に文部省通達「学寮における経費の負担区分について」（以下、「2・18通達」とよぶ）が出され、学寮における管理運営に要する経費の負担区分の基準が設定された。

この「2・18通達」の負担区分の基礎となっている考え方は、「神戸大学改革準備委員会の『学寮について』の提案」（1970年5月）によれば、(1) 公的共同施設を利用し、その利用を享受するものは、みずから、その使用料を支払うのが原則であるということ、(2) さらに寮生活には私生活の部分があり、この経費は当然に寮生がみずから負担すべきものであること、(3) それゆえ、<sup>①</sup>学寮の使用料および私生活の経費は入寮者が負担しなければならないということだと解釈されている。

そこで、「2・18通達」によって、具体的に寮生が負担すべきものとされるのは、おおまかにいって、(1) 施設・設備の使用料（いわゆる寄宿料）、(2) 私生活のために使用する電気・ガス・水道・燃料・暖房の料金などの経費、食事の原価を構成する直接経費、寮生の炊事のための炊事人の手間代（ただし、炊事人は、学生の個人的使用人として扱うこととは適当でなく、学校の營造物管理に属するものであるとされる）およびその他である。

この、「2・18通達」に対しては批判説が多い。先ず、学寮の性質を厚生施設として把える説は、まさに学寮は、「経済的に困窮している学生を対象として設けられた」ものであるゆえに、「予算の許すかぎり、できるだけ大学側で負担してもよいと考えるべきもの」とする。すなわち、学生の寮生活の「基本部分に必要な日常的恒常的経費のうち、どれだけを大学が援助しうるか」というかたちで、問題が立てられなくてはならないとする。

次に、学寮の本質論と一応切り離して、「2・18通達」の負担区分の基準のあいまいさ、および「私生活」概念の不明確性から、負担区分がきわめてばく然としていると批判する見解が存在する。たとえば、「2・18通達」によれば、スチーム燃料費は、居室の分についてのみ寮生がこれを負担し、共同施設の分については大学が負担すべきであるとするが、同じ共同施設の費用でありな

がら、「洗面所、洗濯場、浴室において使用される水道の料金」や、「寮生の入浴のため使用される燃料費」は寮生が負担すべきだとしているのは、現行の負担区分のたてかたに混乱があるからではないかといふものである。<sup>⑥</sup>さらに、「2・18通達」は、浴室の水は寮生の私用部分だから寮生が負担すべきだとするのに反して、学生側は、浴室の水は同通達にいう衛生費であるから大学が負担すべきだと主張している。これらの矛盾は、「2・18通達」のいう「私生活」概念、従って私用部分の概念の不明確性に起因するものであろう。

ところで、さらに、「2・18通達」にいわゆる「私生活部分」、すなわち、私用部分は寮生負担<sup>⑦</sup>という考え方はどうであろうか。これはしばしば「受益者負担」の問題として論ぜられてきたが、ここで受益者負担論を持ち出すことは、非常に問題が多い。なぜなら、ここで受益者負担といふことは、行政法学にいわゆる「損失補償」の論理と全く逆に、大学の施設という公共の教育施設を、寮生という特定の学生が通常うける利益を超える特別の利益をうける場合、公平性の観点から、当然に寮生が負担せよということであろう。しかし、学寮の性質を、そもそも厚生施設だと考え、かつ、寮生は決して偶然的に特別の利益をうけるのではなくして、憲法上の教育をうける権利に基づいて利用できるのだと考え、しかも、公正で、公平な手続によって入寮するのだと考えると、受益者負担論を画一的にふりかざして、私生活の部分は寮生の負担だとは一概には言えなくなると思われる。

次に、「2・18通達」は、公的共同施設を利用するものは、みずから、その使用料を払うのが原則だと解していると神大改革準備委員会提案は評し、かつ同提案も、「現在、国または公共団体が一般公衆の使用に供している施設（病院・博物館・図書館・郵便・学校など）の利用にあたり、利用者から一定の対価として使用料を徴収するのが普通であることから考えれば、使用料、すなわち、『寄宿料』を寮生が支払うという原則は、認められてしかるべきだ」と考えているが、図書館は使用料なしで利用できるのが普通であると思われるし、同じ公共施設で、道路・川・公園・公会堂のように使用料なしで利用できるのも多くある。従って、公共施設だから使用料を徴収するのが普通だと一般的にいふことはできない。要は、立法政策として、各公共施設毎に、その目的なり性質を考えて、使用料を徴収すべきかどうか、徴収するとしたらどれ位かを考察すべきであろうと思われる。そこで、学寮の性質を厚生施設と考えるなら、その使用料といったものは本来考えるべきものではなく、その管理運営の経費は大学が負担してよいと考えるべきものであろう。しかし、そのための予算が大学に欠乏しているからこそ、大学としては一定程度、寮生に負担してもらいたいというのが本音であろう。しかし、そのためには、大学の予算を公開し、大学側と寮生側とによる健全かつ民主的な話し合いによる解決を必要としよう。

ところで、さいごに、学寮の経費の負担区分を定める「2・18通達」の拘束力の問題であるが、それが「どの程度まで各大学に対して拘束的なものか必ずしも明確でないが、各大学が自主的にその予算のわく内において右基準に反することがあっても、それをしも禁じるものとはいえない」<sup>⑧</sup>との見解が存するのは注目に値する。

#### 註

- ① 田畠茂二郎他編「大学の学生自治と参加権」『大学問題総資料集V』昭45有信堂281—2頁。
- ② 詳細は資料に掲げた「2・18通達」を見られたい。
- ③ 室井前掲32頁。
- ④ 中村前掲192頁。
- ⑤ 田畠他編前掲285頁。

- ⑥ 同上285頁。
- ⑦ 同上285頁。
- ⑧ 中村前掲188頁。
- ⑨ なお、同上191頁参照。
- ⑩ 行政法学の「損失補償」とは、公共の利益のために、適法に個人の財産が本人の当然に負担すべき範囲を超える「特別の犠牲」をこうむる場合に、それによって生ずる損失を公平性の観点から補償することを意味する。杉村敏正前掲 287 頁など参照。
- ⑪ 田畠他前掲281頁。
- ⑫ 同上282頁。
- ⑬ 行政法学において、最近、有力な説により、かっての公物・營造物論が放棄され、新たに、「公共施設」論が説かれ始めている。そして、その理論によれば、「公共施設」とは、「国や地方公共団体またはそれに準ずるもの（公社・公団・営団など）によって、国民・住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設置・管理せられる施設」とされている。その場合に、使用料とか対価はその概念に必然的なものになっておらず、公共施設を通じて使用料とか対価を得て行なわれる事業は、郵便・電話・鉄道がその例であるが、それは企業性をもつものとして、「公企業」として範疇づけられている。杉村敏正編「行政法概説〔各論〕」昭46年斐閣107—8 頁参照。
- ⑭ 室井前掲32頁。
- ⑮ この点、「現在、学寮予算として特別に国から大学に交付されるのは、寄宿料納入額にはほぼ見合う額に過ぎない。そして、寄宿料の納入がないと実際には国からその金額は交付されない。したがって、学寮運営費はすべて、全学学生共通事業費のなかから支出せざるを得なくなる」といわれている（「神大提案」田畠他前掲282—3 頁参照）。
- ⑯ 室井前掲32頁。なお、「2・18通達」自身が解釈によって変化させられている例として、神大提案（田畠他前掲 286 頁）参照。しかし、文部省は、昭和44年6月19日に、いわゆる「6・19文部省事務連絡」を示し、大学が新寮の予算を要求するとき、現行寮規則、改正諸規則案、負担区分の現況とその改善方法の書類を添付するよう指示し、新寮に対し、「2・18通達」（および「〇管規」を含め）を強制しようとしている。

#### 4. あとがき

筆者はいずれも公法研究者ではあるが、学寮の専門家ではない。したがってその関係から、本稿を執筆するに際しても、現行法の下における学寮という特殊行政財産の管理運営上の限界を明確にするという点にもっぱら終始せざるを得なかった。いうなれば法解釈論の域を出ることはできなかったわけである。もちろん、現実に学寮の内容が国や大学によってまちまちであるように、その管理運営の型態も当然多様であっていいことはいうまでもなく、われわれもその点を否定するものでは決してない。ただ教育学上の見地から大学の学寮のあり方を政策的に論ずることはその道の専門家に任せることにして、われわれとしては、もっぱら、国有財産としての学寮を規制する明示および默示の現行法体系を明確化することに努めた。手前みそであるが、このような国法上の外枠を明らかにすることが、現実の学寮をめぐる紛争防止の一助となり、同時に学寮関係者が新しい学寮のあり方を模索するのに一つの目安を与えることになれば望外の幸である。

(1975・1・5 脱稿)

## 法令と資料

### 1. 財政法 9条

2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

### 2. 国有財産法 1条

国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

#### 同3条

1 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

#### 同5条

各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

#### 同9条

1 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

### 3. 文部省所管国有財産取扱規程 (文部省訓令)

#### 1条

文部省所管の国有財産の管理及び処分に関する事務の取扱については、他の法令又はこれに基づく特別の定のある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

#### 同2条

3 この規程において「部局長」とは、本省内部部局にあっては大臣官房会計課長、文化庁内部部局にあっては文化庁長官、その他の部局にあってはその長（当該部局が国立学校に併設又は附置される国立学校であるときは、併設又は附置する国立学校の長）をいう。

#### 同4条

部局長は、次の各号に掲げる国有財産に関する事務を除き、当該部局に所属する国有財産に関する事務を分掌するものとする。

一 文部省所管の国有財産の総括事務

二 法第12条、第14条、第30条第2項（国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条において準用する場合を含む。）及び第31条第3項（国有財産特別措置法第11条第2項において準用する場合を含む。）に規定する大蔵大臣及び他の各省各庁の長に対する協議

三 法第25条第1項の規定により会計検査院の審査に附すること

四 法第27条（国有財産特別措置法第9条の5において準用する場合を含む。以下同じ。）

## に規定する会計検査院に対する通知

### 同5条

部局長は、当該部局に所属する国有財産について、所属職員を指揮監督して、次に掲げる事務を行なわなければならない。

- 一 法令及び予算の定めるところに従い、国有財産を適切に取得、移築、改築、所管換、種別替、所属替、用途変更及び用途廃止すること。
- 二 国有財産をその用途及び目的に応じ、常に良好な状態に維持し、保存し、これを最も効率的に運用すること。
- 三 国有財産の現況を常にはあくし、正確に記録すること。
- 四 国有財産の利用状況を考慮し、適切に処分すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国有財産を適切に管理及び処分すること。

### 同5条の2

国立大学（国立学校設置法第3条第1項に掲げる国立大学をいい、同法第3条の3に掲げる国立短期大学を含む。以下同じ。）の長（同法第3条の3第2項に掲げる国立短期大学にあっては、当該短期大学を併設する国立大学の長とする。以下同じ。）は、前条の事務を行なう場合において、教育及び研究に支障をきたすこととなる国有財産の用途及び目的の阻害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、これを是正するため、すみやかに、必要な措置を講じなければならない。

### 同5条の3

- 1 国立大学の長は、前条の事態が生じ、これに対し必要な措置を講じた場合には、すみやかに、当該事態及び措置の状況について文部大臣に報告しなければならない。
- 2 国立大学の長は、前項に規定する場合のほか、文部大臣が前条の事態が生じていると認めて当該大学所属の国有財産について報告を求めた場合においては、すみやかに、その報告をしなければならない。

### 5同条の4

- 1 文部大臣は、前条の国立大学の長の報告に基づき、国有財産の管理及び処分について、特に必要があると認める場合には、当該大学の長に対しるべき措置を指示することができる。
- 2 国立大学の長は、前項の指示があった場合には、当該指示に従い、すみやかに、必要な措置を講じなければならない。

### 同6条

1 部局長は、当該部局に所属する国有財産の管理上必要があると認めるときは、第5条に規定する事務の一部又は全部を次の表上欄に掲げる学部等（以下「学部等」という。）の区分に応じ、同表下欄に掲げる当該学部等に置かれる官職にある職員（以下「学部長等」という。）に補助執行させることができる。

上 欄		下 欄
国 立 学 校	学部 教養部 分校 付置研究所 付属図書館 学部又は付置研究所の付属の教育施設、研究施設又は教育研究施設 学内共同利用施設、全国共同利用施設又は東南アジア研究センター	学部長又は学部主事 教養部長又は留学生部長 分校主事 付置研究所長 付属図書館長又は付属図書館分館長 学部又は付置研究所の付属の教育施設、研究施設又は教育研究施設の長 学内共同利用施設の長、全国共同利用施設の長又は東南アジア研究センター所長

国 立 学 校	併設短期大学 付属学校 事務局 厚生補導に関する部 保健管理センター 養護教諭養成所 寄宿舎	短期大学主事 付属学校の校長又は園長 事務局長 厚生補導に関する部の長 保健管理センター所長 養護教諭養成所長 厚生補導に関する部の長若しくは課長又は寄宿舎の運営に関する事務を担当する教官
本省内部部局	登山研修所	登山研修所長
本省の所轄機関等	国立科学博物館附属自然教育園	国立科学博物館附属自然教育園長
文化庁内部部局	東京国立文化財研究所 日本芸術院	東京国立文化財研究所長 日本芸術院長

2 部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、第5条に規定する事務の一部又は全部を当該各号に掲げる官職にある職員に補助執行させることができる。

#### 同7条

第6条の規定により部局長の事務の補助執行を命ぜられた学部長等は、当該補助執行を命ぜられた国有財産について、これを保全し、効率的に運用するため、次の各号に掲げる事務の処理に努めなければならない。

- 一 第5条の2の事態における是正の措置に関すること。
- 二 国有財産の火災の防止に関すること。
- 三 国有財産の盗難の防止に関すること。
- 四 電気、ガス、給排水、避雷等の施設の維持に関すること。
- 五 国有財産監守者及び国有財産補助監守者の指定に関すること。
- 六 国有財産の監守計画の作成及び実施に関すること。
- 七 国有財産の適正な使用の確保に関すること。
- 八 前各号に掲げるものを除くほか、国有財産の維持、保存及び運用に係る事務の補助執行について必要と認める事項に関すること。

#### 4. 文部省・学徒厚生審議会「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」（答申） 昭和37年7月25日

##### 検討すべき問題点

###### 一 学寮の意義に関する問題点

- (1) 戦前における学寮は、学校の性格によりそれぞれの目的をもって設置されていたが、今日の大学では、主として学生に安価な宿舎を提供するためのものであると考えられ、教育施設としての意義が見失われているものが少なくない。
- (2) 学寮の教育的な意義を認める場合においても、寮生活の特質を生かした人間形成のためにそこにおける個人生活と集団生活とを、どのように調和させるかについて教育指導方針が確立されていないことが多い。
- (3) 学寮の経済的効果を考える場合においても、その整備計画は、育英奨学および援護に関する事業との間に有機的な関連性がないので、その受益者は限られた一部の者にすぎない。

###### 二 学寮の管理運営に関する問題点

- (1) 学寮の管理運営について、大学が直接処理すべき事項と寮生の自治の範囲に属させるのが適当な事項との間に、明確な区分がないため、寮生と大学当局との間にしばしば対立を生じることがある。
- (2) 学寮の管理運営について、大学の方針を樹立するとともに、これを適切に執行するための責

任体制が明確でないことが多い。

- (3) 簿生の共同生活の組織とその運営について、常時指導と助言を与えるための体制が整備されていないことが多い。
- (4) 学寮の管理運営に要する経費について、設置者と簿生との負担区分がまちまちであり、統一的な原則が確立されていない。

### 三 学寮の施設に関する問題点

- (1) 学寮における人間関係の発達と助言指導の効果を高めるため、施設の規模、構造、内容および設備について、総合的に研究する必要がある。
- (2) 学寮の意義に相応した施設の基準を明らかにするとともに、その種別によって、収容力をどの程度にまで高めるかについて、整備目標を樹立する必要がある。

#### まえがき 審議の経過と基本問題

学寮が大学教育と学生生活の上に本来重要な意義をもつことは、何人も異論のないところであるが、新制度の発足以来10数年にわたる学寮の歴史をかえりみその実状をみると、学寮がじゅうぶんにその機能と役割を果してきたか否かは検討に値するところである。

昭和36年4月、文部大臣の標記の諸間に接し、本審議会は、学寮のもつ学生の経済生活に対する効果と人間形成に対する効果との両面から、学寮の意義をとらえるとともに、それぞれの学寮のおかれているきわめて異なった条件と特殊の状況を認め、実態調査の資料をも参考にして現実の問題を分析し、学寮の改善方策、整備目標の検討を進めた。

この間、前後10回にわたる総会、7回にわたる施設に関する部会、13回にわたる答申案作成のための小委員会において、慎重に審議した。その検討審議の結果を答申するにあたり、本審議会はつきの諸点を基本的なものとして指摘したい。

##### 一 学寮の教育的意義は確認されねばならない。

大学教育の基本的な目的として学生の主体的な人間形成を重視する以上、学寮の意義もまたここに存する。大学はその方針に即してそのために有効な条件をどとのえる責任がある。

二 その半面、学生の経済生活に対する学寮の意義もまた、現実にはきわめて重要であって、そのための配慮が必要である。しかし、学寮は貧困学生の収容施設に限ってはならない。従来のこのような傾向を改善し、学寮の有する教育的機能をより有効ならしめるためには施設の整備や奨学制度の拡充などにより、物的環境の改善と学生の経済条件の向上に努める必要がある。

三 大学が学寮の管理運営に対して責任を有することはいうまでもない。したがって、大学はそのための具体的な方針および内容を明確に決定すべきであり、本審議会はこのため的一般的な指針を明らかにすることにした。

四 学寮の管理運営に関する大学の機能と責任は、施設管理の面と、助言指導・個人相談の側面とに分化されるものと考えられるが、大学はこれらの機能に即応した責任ある体制を整備すべきである。前者は主として事務職員により、後者は主として教育職員を中心として行なわれることになるが、その分化した機能は全学的な委員会において総合調整され、学長の統轄の下に執行されるのが適当である。

五 学寮の自治は、簿生の自主性の尊重と共同生活の自律的運営についての教育的意義にかんがみ、大学が全簿生を構成員とする学寮自治組織に信頼と承認を与えるところに存立の根柢を有する。

このような学寮自治の本旨にかんがみ、学寮の管理運営に関する大学の責任を果たし、かつ学寮自治の効果をあげるために、両者の関係についての基本的事項が学寮管理規則において明記され

ている必要がある。また、大学は学寮の運営にあたって、このことの趣旨を生かすため、寮生代表の参加する適切な連絡協議の機関を設けるなどして寮生の意見を聴くと共に、教職員と寮生との接触が、さまざまの生活場面において展開されるよう配慮することが望ましい。

六 経費の負担区分については、本審議会は原則的な考え方をまとめ、その方向を示した。この原則の適用にあたっては、弾力的な運用が期待される。

七 学寮の施設計画にあたっては、個人の修学、安息と共同生活における教育的効果をもとに保障する条件を考慮しなければならない。本審議会は、この二つを両立させるため、施設に関して「居住区画」という概念をたて、二つの類型を示した。

八 以上についての基本的な理解が教職員、学生を通じて全学的に認識され、責任と信頼の上に学寮の運営が行なわれる必要がある。

九 学寮に関する科学的研究は、現在もはなはだしく不足していることを認めざるをえない。この問題は単なる統計的実態調査のみをもって足りるものではなく、あらゆる角度より分析と総合が必要である。この意味において今後なお研究されるべきいたの問題があることを指摘しておきたい。

十 最後に、本審議会がとくに強調したいことは、学寮の施設設備の整備改善である。上述した学寮の意義を達成するためには、それを裏づける物的条件が確保されねばならないことはいうまでもないが、学寮の現状は質量ともにこの条件からほど遠いものが大半であり、根本的な対策を必要としている。このため各大学および設置者において、すみやかに整備改善の計画を樹立し必要な財政措置を講ずるとともに、国においても適切な授助の措置を考慮するよう強く要望する。

(中略)

### 第三章 学寮の管理運営の改善

これまでのべてきたところにもとづいて、学寮の管理運営の現状をかえりみると、おもな問題点として、およそつきのような事項を指摘することができよう。

一 学寮の経済的効果および教育的意義の認識、とくに後者に対する認識は一般に希薄であること。

二 学寮の管理運営における大学の責任、学寮自治の意義および両者の関係についてじゅうぶんな理解がないため、大学当局と学寮自治組織それぞれの役割に関する認識が必ずしも明確でなく、学寮の運営に円滑を欠く傾向があること。

三 学寮の施設管理と寮生に対する助言指導の両機能との明確な分化と、その有機的な総合調整がじゅうぶんでないため、管理運営の責任体制に欠けるところがあること。

四 寮生に対する助言指導に関する認識および研究が不足していること。

五 沿革的な事情もあって学寮の管理運営に要する経費の負担区分についての考え方方が明確でないこと。

このような諸問題を中心として、学寮の運営管理を改善していくための基本的な考え方につきのとおりである。

#### 1 学寮における学生自治の意義

学習と生活における学生の自主的態度が、大学教育の重要な基盤であることはいうまでもない。とくに広範な部面にわたって共同生活を営む場としての学寮においては、寮生各人が自主的自律的に生活することが、共同生活の上でもきわめて重要なことであって、大学はこれを尊重する必要がある。

さらに、学寮における自律的な共同生活の体験は、民主的な共同社会の構成者としての寮生の人

間形成に対して大きな効果をもっていることに注目する必要がある。

したがって、全寮生が自動的に構成員となり、その総意にもとづいて運営される学寮自治組織は、以上に述べた寮生の自主性と共同生活の自律的運営の意義にかんがみて、大学が積極的に信頼と承認を与えることは、存在の理由がみいだされるのである。

学寮自治が、上記の趣旨にそって効果的に行なわれるためには、大学と寮生との間に、つぎのような学寮の管理運営上の基本的事項について、じゅうぶんな共通の理解のあることが必要と考えられる。

- (1) 学寮は学生各個人の修学と安息の場所であること。
- (2) 寮生各個人の基本的な自由と生活は侵されないこと。
- (3) 寮生は大学の学寮管理運営に関する最終的責任と、それにもとづく管理方針をじゅうぶんに理解するとともにこれを尊重し、学寮設置の目的達成について大学と協力すること。
- (4) 大学は、学寮自治組織が、共同生活に関する自律的な規則を学内諸規則・学寮管理規則にもとづいて定めることを認めること。
- (5) 大学は、寮生の総意による学寮自治組織を通じて表明される寮生の意見を尊重すること。
- (6) 大学は、寮生の自治能力発達のために必要な助言指導の計画をたて効果的に実施する責任があること。

## 2 学寮自治と学寮管理との関係

学寮の管理運営に関する大学の責任を果たし、かつ学寮自治の効果をあげるためにには、前節に述べた学寮自治の本質にかんがみ、以下に述べる基本的事項について両者の関係が学寮管理規則として明文化され、教職員および寮生にじゅうぶんに理解されている必要がある。この学寮管理規則においては、大学の学寮管理運営の責任その執行の原則が明らかにされるとともに、学寮自治組織とその自治規則に対して大学が承認を与える根拠と手続きとが規定されることになるが、規則の制定および運用に当っては、じゅうぶんに寮生の意見を聞き、教職員と寮生との間に相互の信頼関係において学寮の運営が行なわれることが重要である。

この場合、実際の学寮運営に当って寮生の自治に委ねることが適當な分野については、大学の責任において、できる限り寮生の自治にまかせ自律の精神と自治能力の涵養を図ることが適切である。すなわち、このような自律的運営のみならず、それによって生ずる結果そのものが自主的な人間形成、民主的な集団指導および集団への参加を学ぶ上に意味をもつのである。

このことが有効に行なわれるためには、民主的集団活動に関する技術的な知識が、教職員、寮生とともに必要であるとの認識に立ち集団力学的な研究の成果も導入して、大学の適切な助言指導の計画をたてる必要がある。

このような学寮自治は、大学における教育的配慮の下に行なわれるものであるから、学寮自治の名のもとに大学が自己の責任をあいまいにしてはならないと同時に助言指導の計画について上記のようにじゅうぶん研究する必要がある。

### (1) 入寮許可

入寮者を選考して許可を与えることが大学の責任と権限に属することはいうまでもない。しかしながら、共同生活の連帶責任を負担する寮生として入寮者の選考に関心をもつのもっともなことである。したがって、実際の選考過程においては、A「大学当局だけで行なう」B「大学当局と寮生とが協力して行なう」C「寮生だけで行なう」などの場面が考えられるとしても、いずれの場合においても、その選考基準に関しては、つぎのような基本的事項について周知されていなければならない。

イ 心身ともに健康で共同生活に適する者であること。（例外的には健康上特別な配慮を要する者を入れさせる場合もある。）

ロ 学寮の管理運営に関する規則および自治規則を守る者であること。

ハ 個人の思想、信仰、国籍などによって差別しないこと。

ニ 修学上入寮を必要とする程度の高いこと。（学寮の設置目的によっては、自宅通学の可能性や経済的な困窮度には関係なく入寮させることもある。）

ホ 入寮者が学部・学年によって不均衡とならないこと。（学寮の設置目的によっては、特定の学部・学年だけに限定することもある。）

#### (2)施設・設備の保全と使用許可

学寮の施設・設備を維持保全することと、これらを寮生以外の者が使用することに許可を与えることは大学の責任と権限に属する。したがって、大学はこれらのことについて、学寮自治組織の執行部又は寮生個人に対して適切な管理上の措置をとる必要がある。

寮生に使用させる備品については、本来大学が寮生に供用するものであるが、これらを一括して学寮自治組織に責任をもたせ、その執行部が各寮生に対して供用し管理する方式をとることもできる。いずれの場合にも、責任体制を明確にし、不当な行為に対しては弁償を求める必要がある。寮生以外の学生の学寮施設の利用については、日常的なものは原則を定めて執行部の管理に任せ、事後報告を受けてもよいが、その他の場合には、あらかじめ大学当局の許可を受ける方式をとるのがよい。

#### (3) 保健衛生と栄養管理

入寮時の健康診断、学校医の定期巡回による衛生状態の査察、学校医または保健体育担当教員による健康教育の徹底、保健所との緊密な連絡などは、学寮の共同生活に対して大学の当然なすべき仕事である。

さらに、防疫のため毎年定期の予防接種を行ない、食堂従業員全員に対しても検便・予防接種などを行ない、また寮生の健康日誌を整理して異常者の早期発見に努め、最寄りの病院診療所と特約するなど救急処置と方策をあらかじめ講じておく必要がある。全寮生はこのような大学の方針をよく理解して進んで協力すべきである。

寮内食堂は、いろいろの形で運営されることが考えられるが、保健衛生と防疫の立場から必要な措置を講じることは大学の責任である。この場合、食堂従業員の身分関係や事業主体の性格によって、徹底を欠くことのないようにする必要がある。

寮内食堂については、さらに栄養管理の立場から、指導員による献立指導のみならず、大学と学寮自治組織との協力により、食生活の合理化について、寮生に対する積極的な指導がなされることが望ましい。また、学寮自治組織が食堂運営について過大な事務的・経済的負担を負わないように配慮する必要がある。

#### (4) 災害防止

火災その他の予想される災害防止については、必要な設備を設け、たえず学寮自治組織と共同して寮生の訓練を行なう必要がある。学寮にしばしば生ずる盜難被害を防止し、とくに女子寮における不慮の事故を予防するための警備についても、じゅうぶんに留意する必要がある。

#### (5) 学寮秩序の維持

学園内にある学寮はもとより、独立の場所にある学寮についても大学の学則・準則等は一般的に適用されるものである。また、寮生が自治的に定めた規則を守っていくことは、学寮自治組織に対する責任であるとともに、その自治組織に対して信頼と承認をえた大学に対する責任でもある。し

たがって、寮生が自治的な規則に違反した場合には、学寮自治組織はその委任された権限（大学の承認した自治規則に規定されたもの）の範囲内で、規則に違反した寮生に対して個人の基本的自由を侵さない限り、適切な処置をとることができる。極端な例ではあるが寮生の退寮処分についても、正当な理由により学寮自治組織がその処分を相当と認めて申出たとき、この申出をうけて大学が措置する道をひらいておく必要もありえよう。同時に学寮自治組織の執行部がみずから規則を実行せず、学寮管理規則や学則・準則等に違反する行為を行なった場合には、大学と寮生に対して責任をとらなければならない。

### 3 学寮の管理運営責任体制

前節までに述べたところにより、大学はつきのような三つの責任を有している。

- (1) 学寮管理規則を定め、前述のような学寮管理を寮生との協力によって行なうこと。
- (2) 学寮自治組織の運営が民主的に行なわれ、かつ、大学に対する責任が全うされるように必要な助言と指導を与えること。
- (3) 寮生各個人との日常的な接触により、大学生活への適応、問題解決への援助、学究的思考態度の形成などに寄与すること。

これらの責任を適切に果たすためには、第3章1および2に述べた基本的立場を堅持するとともに、それにふさわしい体制を整える必要がある。具体的な体制は、その大学の方針や学寮設置の諸条件によって差異を生ずるであろうが、どういう体制をとるにしても、これらの責任のそれぞれをだれがどういう形で負うかということが明確に定められており、そのために必要な専任または併任の職員が任命されていることが重要である。そして、施設管理の責任を分担する系列と寮生に対する助言指導の責任を分担する系列との間に、明確な分化が行なわれると同時に、執行にあたって両者の一体的な関係が保持されるよう適当な連絡調整機関を設けるなど意思の統一が図られる必要があろう。

上述(1)の責任にもとづいて施設管理の責任を果たすためには、つきのような機能を担当する事務系・技術系・労務系職員が必要である。

- イ 建物・付帯設備・備品・環境の整備・保全
- ロ 防災・警備・保健・衛生・栄養の管理
- ハ 在寮生名簿の整備・寮費の徴収
- ニ 受付・電話呼出・全般的清掃

また、上述(2)および(3)の責任を果たすためには、教員が中心となって、つきのような機能を担当することが必要である。この場合、寮生の助言指導については、直接的にはその役割を命ぜられた教員が担当するものであるとはいえ、その基礎となるものは評議会・教授会などをはじめ全教職員の学寮に対する認識と、責任の自覚であることが強調されなければならない。

- イ 寮生の個人的な相談
- ロ 学寮自治組織その他の諸活動に対する助言指導
- ハ 寮生とできる限り日常的に接觸することを通じて、学究的思考態度の形成につとめ、学内に学問的なふんいきを育成すること。

これらの責任の最終的な統轄者が学長であることとはいうまでもないが、学長が学生部長・学部長その他適当な教員に、全学寮あるいは単位学寮の管理運営の全般について分掌させることも考えられる。その下において分化された前記両機能の連絡調整を図り、大学の行為としてこれを有機的に総合するためには、評議会・教授会などの意見を反映しつつ学寮管理運営の基本的事項について審

議し、連絡調整する全学的な委員会の活用が必要である。この委員会において総合的に審議された方針は学長によって確定され、各大学の責任体制に応じて、明確に分担された執行がなされることになる。また、委員会には、前記両機能の執行にあたる教職員を加え、方針の樹立と執行との間の円滑な関係を保証することが望ましい。

学寮の運営に当っては、大学が負っている学寮管理運営の責任と、寮生が組織としてまた個人としてなすべき事柄とが共通に理解され、その理解にもとづいて、大学と寮生との間に信頼と協力関係がきずかれなければならないが、このためには学寮関係教職員と寮生とくに学生自治組織とが、学寮の円滑な運営のために、適当な連絡調整の機関を設け、定期的に話し合うことが必要である。また、そのような公式な機会のほかに、両者の形式ばらない接触が学寮を中心とするさまざまな生活場面において展開されるとともに、寮生の自主的な研究会、読書会などの企画により、学寮内に学問的なふんいきが醸成されるように配慮し、教員もこれに積極的に参加していくことが重要であろう。

この趣旨において、学寮担当の一般教員が、学寮の近くに住居をもつことは、それが大学の方針として妥当とされ、かつ可能である場合には好ましい側面をもちうる。すなわち、寮生との日常的接触の機会が多くなるとともに、不時の場合、管理人などを指揮して迅速な処置をとりうるからである。しかしながら、これらの教職員と寮生との関係があまりに密着することは、無用の干渉を生じる可能性もあり、かつ私生活の面において種々の問題を生ずる可能性もあるから、このような処置をとる場合には業務上の責任の範囲を明らかにするとともに、施設上にも慎重な配慮を必要とする。

学寮における助言指導の一環としての寮生の個人的な相談に応じる体制を整えておくことは、ややもすれば看過されがちであるが、学寮の人間形成上の意義から見ても、これを軽視してはならない。この相談は、主として上述の助言指導の担当教員が受けもつてあるが、さらにより広範囲の教員が寮生と接触し、相談に応ずることが望ましい。また寮生が互に相談し合い助け合うことが、学寮における人間形成の効果を高めるものであることも忘れてはならない。

個人的な相談（カウンセリング）を行なうに当っては、あくまでも寮生の自主性を阻害することのないように配慮し、干渉主義の弊に陥らないようじゅうぶんに注意することが肝要である。相互信頼にもとづく正しい相談関係をうちたてるためには、相談が寮生個々の人格の成長をねがう立場からなされるものであることを銘記しなければならない。

個人的相談を効果的に行なうためには、寮生が気軽に相談にこられるような許容的なふんいきをつくりあげることがきわめて大切である。そのためには、相談の担い手がだれであるにせよ、寮生との日常的な接触を通じて相互の理解を深めておくことが、基本的には重要なと考えられる。しかし、このような相談担当者を慎重な配慮なしに寮内に配置する場合には、かえって上述の関係を阻害する場合もあることに注意しなければならない。

学寮における個人的相談においては、とくに集団生活の影響による社会的不適応が問題になると思われるが、この場合、精神衛生的観点から、専門的な援助を行なうことが必要となることも考えられよう。そのためには、学生相談所または精神医などとあらかじめ連絡をとり、共同的な体制の下に個人的な相談を進めることができるとと思われる。

学寮における個人的相談において、専門的なカウンセラーの援助をうけることは、その効果を一層高めるものであるが、わが国の現状においては、専門的なカウンセラーを求めるることは困難であるしかし、大学の事情がゆるすならば、心理学、教育学、精神医学などを専攻する教員または大學生の中から適当な人を選んで、その職につけることも考えられるであろう。

寮生のためのカウンセリングのあり方については、今後さらに研究を要するが、専門的なカウンセラーの計画的養成を促進することによって将来この分野における専門的援助の可能性を具体化していくことが望ましいと思われる。

#### 4 経費の負担区分

学寮の管理運営に要する経費について、その性格によって、だれがどの部分を負担すべきかを分析し、明らかにしておくことは必要であり、その原則が不明確であることが、しばしば問題になっている。

しかしながら、国立大学と私立大学との学校財政の基盤の差異、学寮施設の構造上のちがい、地域的条件の差、あるいは、戦後学寮が学生の経済生活援助の手段の一環として用いられ、寮生の支出を極力軽減する方針がとられてきている事実と現実の必要性などから、統一的な原則をたてて、これを適用することが困難である事情にも相当の理由があるといわなければならぬ。したがって、学寮の管理運営に要する経費の負担区分について考える場合には、並行して前述のような合理的な改善が行なわれ、学寮が貧困者の収容施設である状態から一日も早く脱皮していくよう、すべての関係者の努力が積み重ねられる必要があることをじゅうぶんに考慮しておかなければならぬ。

以上の考察の上にたち、学寮の管理運営に要する経費の負担区分について、国・公立大学を中心として原則的な考え方をまとめてみると、およそ、つぎのような方向が適當なものとして考えられる。私立大学の場合には、これと同一の原則によることが困難であると思われるが、できる限り、この趣旨が生かされるよう関係者の理解が高められることが望ましい。また、たてられた原則は適用にあたって彈力的な運用を期待されるものとして理解する必要がある。

なお、全寮制その他特別の教育上の必要にもとづいて学寮に収容する場合などにあっては、学寮が大学の教育計画に組入れられる度合などに応じて、教育上の観点から別途の配慮がなされる必要があることをつけ加えておく。

- (1) 大学が負担するのが適当と考えられる経費（略）
- (2) 寮生が負担するのが適当と考えられる経費（略）

文部省初等中等教育局長・大学学術局長・大臣官房会計課長通達

#### 5. 「学寮における経費の負担区分について」

（文大生162号）（昭和39年2月18日）

のことについては、さきに、昭和37年7月25日付学徒厚生審議会答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」において原則的な考え方が示されました。これに基き、下記の通り、学寮の管理運営に要する経費の負担区分の基準を設定いたしましたので、すみかに、これにより処置され、予算の適正な執行を図られるようお願いします。

記

##### 学寮の管理運営に要する負担区分

1 学寮の管理運営に要する負担区分の原則は、次のとおりとする。

- (1) 学校が負担するのが適当と考えられる経費
  - イ 学寮の設備・施設を新設し、補修するための経費
  - ロ 学寮の管理運営のため学校が配置する職員の人事費および学校として学寮に対する管理運営の責任を果すために必要な業務を処理するための経費
- (2) 寮生が負担するのが適当と考えられる経費

- イ 私生活のために使用する電気・ガス・水道・燃料・暖房の料金などの経費
  - ロ 食費の原価を構成する直接経費
  - ハ 施設・設備の使用料（いわゆる寄宿料）
- 2 前項の経費負担区分の原則のうち、(1)のロおよび(2)のイ・ロについての適用を示せば、次の通りである。
- (1) 学校が負担すべきもの
- イ 入件費
    - (A) 施設の管理上、学校が必要と認めて、事務員・寮母・掃除人・火夫等を配置する場合には、それらのものの給与
    - (B) 保健衛生・栄養管理上、学校が必要と認めて保健婦・栄養士等を配置する場合にはそれらのものの給与
  - ロ 電気料
    - (A) 居住以外の施設において使用される電気（寮生の炊事用の電気その他寮生の私生活のために使用される電気を除く）の料金
    - (B) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本的費用
  - ハ 水道料
    - 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本的費用
  - ニ 燃料費
    - (A) 居室・浴室・暖房以外の施設において使用される燃料費
    - (B) 寮生の使用有無にかかわらず必要な基本的費用
  - ホ 消耗品費
    - (A) 居室以外の施設の清掃のために必要な掃除用品の購入のための費用
    - (B) 学寮の管理上必要な事務用文具類の購入のための費用
    - (C) 寮生のために備える救急医薬品のための費用
  - ヘ 通信運搬費
    - (A) 学寮の管理上必要な電話の費用
    - (B) 学寮の管理上必要な郵便の費用
  - ト 雜役務費
    - 保健衛生上必要な清掃汲取などの費用
- (2) 寮生が負担すべきもの
- イ 入件費
    - 寮生の炊事のための炊事人の手間代（ただし、学寮の給食形態のいかんを問わず、炊事人は、学生・生徒の個人的使用人として扱うことは適当でなく、学校の营造物管理に属することとの趣旨を徹底すること。）
  - ロ 電気料
    - (A) 居室で使用される電気その他寮生の生活のために使用される電気の料金
    - (B) 寮生の炊事のために使用される電気の料金
  - ハ 水道料
    - (A) 洗面所・洗たく場・浴室において使用される水道の料金
    - (B) 寮生の炊事のために使用される水道の料金
  - ニ 燃料費

- (A) 居室の暖房のために使用される燃料費
- (B) 寄生の入浴および炊事のために使用される燃料費

ホ 食事材料費

寄生の食事を調整するために必要な材料費等

ヘ 消耗品費

寄生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品その他の消耗品の費用

## 6. 文部省「〇〇大学学寮管理運営規則（参考案）」（昭和39年8月）

（趣旨）

**第1条** この規則は、〇〇大学における学寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（目的・性格）

**第2条** 学寮は、学生の勉学に適する環境において自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする。

（学寮の管理運営の責任者等）

**第3条** 学寮の管理運営責任者、収容対象および収容定員は、次の表に定める通りとする。

学寮名称	管理運営責任者名	収容対象	収容定員
〇〇	学生部長	一般教育課程の男子学生	〇〇名
〇〇	学生部長	女子学生	〇〇名
〇〇	地理的に離れた近くにある学部等の学寮にあっては、学部の専門教育課程の男子学生	〇〇名	

「学部長又は分校主事等」とすることもありうる。

（学寮委員会）

**第4条** 本学の学寮の管理運営に関し具体的な方策を審議し、その円滑な運用を図るために、学長の諮問機関として、学寮委員会をおく。

2 学寮委員会は、次の各号にかかるる委員をもって組織し、学生部長が議長となるものとする。

- (1) 学生部長及び学生部次長（厚生課長）
- (2) （管理運営責任者となっている学部長・教養部長・分校主事等）
- (3) 各学部（及教養部）の教授各1名
- (4) 事務局長・庶務部長（庶務課長）・経理部長（会計課長）及び施設部長（施設課長）
- (5) （所管の学寮を有している学部等の事務長）
- (6) その他学長が必要と認める教職員

3 学寮委員会に関する事務は、学生部厚生課において処理する。

（入寮願）

**第5条** 学寮に入寮することを希望する学生は、入寮願（様式1）に、保証人の保証書（様式2）その他大学が指定する書類を添えて、管理運営責任者に願い出るものとする。

（入寮選考）

**第6条** 入寮を許可すべき者の選考は、学寮委員会の定めた方針に基づき、管理運営責任者が行なう。

2 管理運営責任者は、前項の選考を行なうにあたり、事前に学生の希望意見を徴することができる。

(入寮の許可)

**第7条** 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、管理運営責任者（管理運営責任者が学生部長でない学寮にあっては、学生部長の助言を得て、管理運営責任者）が行なう。

(入寮手続)

**第8条** 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に、管理運営責任者に誓約書（様式3）を提出して入寮しなければならない。

2 入寮の許可を受けた者が、所定の期限内に前項の手続きを完了しないとき、又は入寮の選考にあたり虚偽の申し立てをしたことが判明したときは管理運営責任者は、すみやかに当該入寮の許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

**第9条** 寮生は、寄宿料月額金300円（○○寮にあっては、月額100円）を毎月所定の日までに収入官吏に納付しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合にあっても、寄宿料は1カ月分納付しなければならない。

3 休業期間中に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納付するものとする。

4 既納の寄宿料は還付しない。

(光熱水料等の経費の負担)

**第10条** 食費その他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の光熱水料等の経費について大学の定める額を毎月所定の日までに、管理運営責任者の指定する者に納めなければならない。

(施設保全の義務)

**第11条** 寮生は、居室・共同施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 居室を、居室以外の目的に使用しないこと
- (2) 居室には、部外者を宿泊させないこと
- (3) 居室に、管理運営責任者の許可なくして工作を加えないこと
- (4) 共同の施設は、常に良好な状態を保つよう、連帶して保全すること
- (5) 学寮施設に、管理運営責任者の許可なく、掲示・貼紙等をしないこと
- (6) 故意又は過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償すること
- (7) 防火管理・保健衛生・災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする大学の指示に忠実に従い、積極的にこれに協力すること

(共同生活の自主的規律)

**第12条** 寮生は学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため、管理運営責任者の承認を得て、自治規約を作成することができる。

2 （管理運営責任者が学生部長でない学寮にあっては、）管理運営責任者は、前項の自治規約について承認願が提出されたときは、すみやかに学生部長と協議し、適當と認めるものに承認を与えるものとする。

3 前2項の定める承認は、当該規約に基づく寮生の組織を大学の課外教育団体として認めるものであって、当該組織が学外の団体に加入しようとするときは、別途、学生部長に願い出てその承

認を得なければならない。

(退寮手続)

**第13条** 退寮を希望する者は、事前に、管理運営責任者に退寮願（様式4）を提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、退寮にあたって、居室その他居室に付属する設備等について、管理運営責任者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(退寮処分)

**第14条** 寄生が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者（管理運営責任者が学生部長でない学寮にあっては、学生部長の助言を得て、管理運営責任者）は、すみやかに退寮を命ずるものとする。

- (1) 3月以上寄宿料又は第十条に定める経費の納入を怠ったとき
- (2) 風紀を乱す行為のあったとき
- (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき
- (5) （入寮許可の条件として定める）在寮期限（最短修業年限等）を超えることとなるとき
- (6) 退学（除籍を含む）又は停学を命ぜられたとき
- (7) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき

(寄生以外の者の宿泊)

**第15条** 学寮には、寄生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、寄生の父兄が当該寄生を訪問した際、その他やむを得ない理由により特別の願い出があったときは、学長は、管理運営責任者の申し出に基づき、使用料の徴収その他法令上の措置について検討のうえ、日を限り、寄生以外の者を学寮内の適当な部屋に宿泊させることができる。

(懇談会の開催)

**第16条** 学寮における日常的、具体的な問題の処理について意見を交換し、教職員及び学生の相互の理解を深めるため、管理運営責任者は、学長の承認を得て、適宜、懇談会を開催するものとする。

(細則等の委任)

**第17条** この規則の実施に関し、必要な細則及び学寮施設利用心得は、学長の承認を得て、管理運営責任者が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 年 月 日から施行する。
- 2 現行の〇〇〇規則は廃止する。

## 7. 東京大学「大学の自治と学生の自治——最近の学生自治活動について」（いわゆる東大パンフ） 昭和40年11月1日

### 三. 最近の学生運動に関して（抄）

「また最近の学生運動のなかで、学寮の管理運営をめぐる問題についても、学生諸君の反省を求めたい点が多い。学寮も大学の施設の一部である以上、それは本学の自主的な方針にしたがって運営されるべきものであるから、本学は、画一的な行政規律によって学寮の運営を拘束するような試みにたいしては、従来からも反対の意向をもってきた。しかし大学は、学寮について、会計や国有財産管理にかんする法令によって要求されている手続きにしたがってこれを運営しなければならぬ

い法的義務を負っている。そのうえ、学寮が大学の施設としてその管理に委ねられている以上、入寮選考、入寮者の居住の明確化等について、大学は、その管理者としての責任を十分に負うに足りるだけの権限をもち、これを執行しうる状況に置かれていることが絶対に必要である。したがって、外に向かって大学が学寮の自主的運営を主張しうるためには、学寮そのものが大学の定める方針にしたがい、その限度内で学生によって自治的に運営されることが不可欠の要件であって、その点を無視することは学生自治の域を超えるものである。」

※ 「東大パンフ」は昭和44年1月10日の東京大学と7学部代表団との確認書によって廃棄された。

## 8. 国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」昭和41年11月30日

### 三 大学行政の問題

#### (1) 大学施設の管理と学生自治

始めにも述べたように、最近の学生運動は、学生自治権の拡大を主眼として、大学の行政に参加しようとする要求を前面に押し出している。学生会館や学寮等に関する全面的な管理権を主張するのも、その端的な一例である。したがって、学生自治の問題も、大学行政という側面から検討しておく必要がある。

さきに述べたように、学問の自由を実質的に保障するために、大学が研究・教育に関する重要な必要事項について、外部の政治的・行政的介入をうけずに自主的に決定するということが、大学自治の眼目である。国立大学の諸施設は法令によって大学の管理・運営に委ねられており、大学は主として研究・教育の基本的見地から適正にこれを使用することになっているものであり、この責任が、学長を始めとする大学責任者に課せられているという常識的な原則が忘れられてはならない。大学のこの責任は、形式としては行政的なものであるが、国立大学の施設である以上終局的には国民に対して果たされるべき意味をもつものである。学生の自治権拡大の要求のなかには、学寮等の施設に対する広汎な管理権の主張が含まれているけれども、行政責任のない学生の手にこれを包括的に移譲することは、この原則からみて許されないことである。

もっとも、実情においては、学生に寮生活運営上広い自主性が認められている場合が多い。これは、学生に可能な限り広汎な自治を認めることが大学教育の本旨にかなうものであるという一般的な理念にのっとり、寮生自身の自主的な規則に委ねることが、寮生活の充実をもたらすであろうという信頼と期待に発しているものであって、この意味においては、大学は学生の自主的運営に必要な助力を惜しむものではない。しかし、学生がこのような自主的運営の根拠や意義を無視し、それが長期にわたっておこなわれて来たという事実のみに着目し、あたかもこれを学生固有の「自治権」とみなすばかりでなく、ひいては大学の施設に対する管理責任体制までも基本的に否定するにいたっては、大学はこれに対し筋を曲げて妥協することは許されない。なぜならば、大学自治を主張する前提の一つに、大学が社会と国民に対する大きな責務として、自らの行政責任を明らかにすることが挙げられるからである。

#### (2) 教育行政上の問題(抄)

「国立学校の設置者としての文部省が、学校およびそれに附属する施設等に対して、一定の監督責任を負う立場から、或る程度まで統一的な管理・運営の方式を望むことは、理解しがたいことではない。しかし、大学が教育目的や過去の経験にかんがみ、学寮等における学生の自治を或る程度認めてきたことも、尊重されるべきである。だが現実においては、学寮等の管理や利用に粗漏なふしが見受けられることは、否定しえないところであり、このような欠陥は、すでにこれまで考察し

たごとく大学と学生との間のあるべき関係に立脚しつつ自主的に克服されねばならない。

このようにして、必要最少限の管理の方式の決定は大学の自主的責任に属するという原則が、行政当局はもちろん学生側によっても、今後いっそうはっきりと確認され、かつ支持されなければならない。」

## 9. 自民党新構想大学懇談会「モデル大学大綱案」昭和44年8月12日

### 〔学生の位置〕

大学を構成する学生側に、適切な権限と責任を分担させる方向で慣行、制度を確立していく。課外活動、学寮の運営など、いくつかの問題は学生自身の自主的判断にゆだね、責任をもたせる。またカリキュラムの編成や学園環境の整備・拡充などについては、学生の意思が反映されるシステムを作り、大学のなかに組込んでおくことが望ましい。その場合に留意すべきことは、非常に急な、あるいは安易な直接民主制を前提とした学生参加は、基本的な誤りであって、昨今巷間に流布している学生参加の形式的な制度改革は、大学を新しい社会のモデルにするよりは、むしろ全体主義社会の悪いモデルに大学を低下させる危険がある。学生参加は、社会における知識センターとしての大学という機能の観点から、一定の範囲内にとどめるべき性質をもっている。

## 10. 日本学術会議大学問題特別委員会「大学問題についての報告」昭和46年10月22日

### 3. いわゆる「学生問題」について

#### B 学生参加について（抄）

「そのほか問題となるのは、学生会館、学生寮などの管理運営である。教育上の見地からすれば、原則的にはこれらの事項も学生自治の枠の中に入るものであろうが、国立大学においては文部大臣の国有財産管理権との関係において、私立大学においては学校法人の財産管理権との関係において今後に検討すべき問題を残している。これらの施設は法形式的には国有財産あるいは学校法人の私有財産であるが、その実質的な社会的機能は研究教育機関たる大学の付属施設であり、したがって、その管理運営も大学の自治、学生の自治の観点から考えられなければならない、たんなる財産管理という観点からのみ眺められてはならないであろう。」

大学研究ノート 通巻18号

1975年2月発行

広島大学大学教育研究センター

730 広島市東千田町1丁目1-89

TEL (0822) 41-1221

## 大学研究ノート・バックナンバー

- 第1号 (1971. 8) サセックス大学のカリキュラム：自然科学系 ハンドブック1966—67より  
..... 大学問題調査室〔編訳〕 (残部無)
- 第2号 (1971. 9) 高等教育に関する主要外国雑誌目録, 1971  
..... 近藤春生 ..... (残部無)
- 第3号 (1971. 10) ドイツの大学におけるInstiute 数及び教授数に関する集計  
..... 岩村聰〔編〕 (残部無)
- 第4号 (1972. 7) 欧米の医学カリキュラム ..... 杉原芳夫〔編訳〕 (残部有)
- 第5号 (1972. 8) アメリカ合衆国的主要大学に関する基本資料  
..... 関正夫・川上昭吾〔編訳〕 (残部無)
- 第6号 (1973. 2) サセックス大学のカリキュラム：人文・社会系 ハンドブック1966—67より  
..... 大学教育研究センター〔編訳〕 (残部無)
- 第7号 (1973. 3) 諸大学学寮規程・規則集 ..... 大学教育研究センター〔編〕 (残部無)
- 第8号 (1973. 8) ドイツの大学改革と学生生活の現況 マールブルク大学を中心として  
..... 千代田寛・阪口修平 (残部無)
- 第9号 (1973. 9) 広島大学医学部紛争における医局・講座、大学院および学位制度問題資料  
..... 杉原芳夫〔編〕 (残部有)
- 第10号 (1974. 7) 理学部生物学科の調査—カリキュラムを中心に  
..... 川上昭吾 ..... (残部無)
- 第11号 (1974. 2) 大学院・研究体制に関する文献目録  
..... 喜多村和之〔編〕 (残部有)
- 第12号 (1974. 2) 大学院・学位に関する規程集  
..... 喜多村和之〔編〕 (残部有)
- 第13号 (1974. 3) アメリカ工業教育協会報告書：工学系学生のための教養教育  
..... 関正夫〔編訳〕 (残部無)
- 第14号 (1974. 3) 諸大学学寮規程・規則集 ..... 大学教育研究センター〔編〕 (残部有)
- 第15号 (1974. 6) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究  
農業高校生の進路選択と農業に関する意識の調査研究—普通高校生との比較—  
..... 山谷洋二 ..... (残部有)
- 第16号 (1974. 9) カリフォルニア大学の農学系カリキュラム  
..... 山谷洋二〔訳〕 (残部有)
- 第17号 (1975. 1) ヨーロッパの学生宿舎を見て  
..... 横尾壮英 ..... (残部有)

# *Notes on Higher Education*

*No.18 February 1975*

*Legal Problems concerning the Administration of  
University Dormitories in Japan*

.....*Hiroyuki Hata and Takenori Murakami*

*RESEARCH INSTITUTE  
FOR  
HIGHER EDUCATION  
Hiroshima University  
Hiroshima Japan*